

● 姫路市放課後等デイサービス等新規開設サポート事業について

放課後等デイサービス事業所又はタイムケア事業所の新設を行う事業者に対して、当該施設の新設に要する経費の一部を助成します。

1 対象となる事業

- (1) 放課後等デイサービス事業所を新たに開設しようとする場合
- (2) 主たる対象が重症心身障害児である放課後等デイサービス事業所を新たに開設しようとする場合
- (3) 定員5人以上のタイムケア事業所を新たに開設しようとする場合

2 事業所の配置要件

「1 対象となる事業」のうち、(1)については、市内を以下の小学校・義務教育学区で4分割し、原則として各地域に4事業所を上限とします。

- ・中部（白鷺、野里、城東、東、船場、城西、城乾、高岡、安室、安室東、高岡西、城北、広峰、水上、増位、城陽、手柄、荒川、飾磨、津田、英賀保、高浜、家島）
- ・東部（花田、四郷、御国野、別所、谷外、谷内、砥堀、豊富、山田、船津、妻鹿、白浜、八木、糸引、的形、大塩）
- ・西部（白鳥、太市、青山、広畑、広畑第二、八幡、大津、南大津、大津茂、網干、旭陽、勝原、余部、網干西）
- ・北部（上記以外）

3 助成対象経費及び助成金額

「1 対象となる事業」のうち、(1)及び(2)の場合

	助成基準額	補助率	助成金額の上限額	内 容	助成対象経費
①消防設備整備費	200万円 (③については放課後等デイサービス及びタイムケアの定員1人あたり7万円を上限とする)	1/2	100万円	既に建てられている建物に、新たに設置する消防用設備等の整備のために要する経費	消火器、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備、漏電火災警報器、消防機関へ通報する火災報知設備、誘導灯及び誘導標識、防災カーテン、防災絨毯
②バリアフリー等改修経費				既に建てられている建物の、バリアフリー等の改修のために要する経費	手すりの取り付け、床段差の解消、滑り防止及び移動円滑化のための床材の変更、引き戸等への扉の取替え、洋式便器への取替え、その他事業の実施に要する改修
③事業所借上げ初期経費				アパート、一般住宅等を借り上げるために要する経費。ただし、賃貸借期間の終了に伴い補修分を差し引くなどして返金されるものを除く。	敷金、礼金

④車両購入または改造経費	100万円	1/2	50万円	送迎に使用するための車両の購入又は改造に要する経費。ただし、「1 対象となる事業」に掲げる「(1) 放課後等デイサービス事業所を新たに開設しようとする場合」においては、「2 事業所の配置要件」で定める「中部」地域は対象外とする。	車両
--------------	-------	-----	------	--	----

「1 対象となる事業」のうち、(3)の場合

	助成基準額	補助率	助成金額の上限額	内 容	助成対象経費
①消防設備整備費	100万円 (③についてはタイムケアの定員1人あたり7万円を上限とする)	1/2	50万円	既に建てられている建物に、新たに設置する消防用設備等の整備のために要する経費	消火器、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備、漏電火災警報器、消防機関へ通報する火災報知設備、誘導灯及び誘導標識、防災カーテン、防災絨毯
②バリアフリー等改修経費				既に建てられている建物の、バリアフリー等の改修のために要する経費	手すりの取り付け、床段差の解消、滑り防止及び移動円滑化のための床材の変更、引き戸等への扉の取替え、洋式便器への取替え、その他タイムケア事業の実施に要する改修
③事業所借上げ初期経費				タイムケアのスペースのために、新規で、アパート、一般住宅等を借り上げるために要する経費。ただし、賃貸借期間の終了に伴い補修分を差し引くなどして返金されるものを除く。	敷金、礼金
④車両購入または改造経費	50万円	1/2	25万円	送迎に使用するための車両の購入又は改造に要する経費。ただし、「1 対象となる事業」に掲げる「(1) 放課後等デイサービス事業所を新たに開設しようとする場合」においては、「2 事業所の配置要件」で定める「中部」地域は対象外とする。	車両